

国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の
保存活用に係る提言及び照会（補足資料）

平成30年8月29日

宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会

＜補足資料①＞

伊東市文化振興基本条例（改正案）

*赤字が改正箇所

伊東市文化振興基本条例（平成 00 年 00 月 00 日）

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の文化振興に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市と市民の役割を明らかにするとともに、市民の自主的な活動の促進及び市と市民との協働を図りながら文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能その他の市民が主体的に行う創造的な諸活動及び歴史遺産、自然遺産等をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務し、又は通学する者及び市内で文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者をいう。

（基本理念）

第 3 条 市民の文化活動は、文化振興の担い手が市民一人一人であるとの認識に立ち、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化を創造し、享受するため文化活動を行うことは、市民の権利であり、尊重されなければならない。

3 市及び市民は、相互における協働を文化活動の基本とし、その推進を図らなければならない。

4 市及び市民は、文化振興に当たっては、多種多様な文化的保護及び発展が図られるよう努めなければならない。

5 文化振興は、地域の歴史及び風土に培われてきた特色のある文化的保護、継承及び発展が図られるとともに、新たな文化的創造がなされるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第 4 条 市は、文化振興に係る施策を効果的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

- 2 市は、市民が文化活動に参加し、又はこれを創造することができるよう環境の醸成に努めるものとする。
- 3 市は、文化の振興に係る施策に広く市民の意見を反映させるよう配慮するものとする。
- 4 市は、文化の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第 5 条 市民は、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信を積極的に行うなど、文化を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 2 市民は、自主的かつ主体的に文化活動に取り組み、地域社会の一員としてその活動を展開することにより、文化の振興に努めるものとする。
 - 3 市民は、多種多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互交流に努めるものとする。

(文化振興基本構想文化推進基本計画)

- 第 6 条 市長は、文化の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術基本法」(平成 29 年 6 月 23 日改正施行)に基づき、伊東市文化振興基本構想文化推進基本計画(以下「基本構想計画」という。)を策定するものとする。
- ~~2 基本構想は、次に掲げる事項を定めるものとする。~~
- (1) 文化の振興に関する基本的な方針
- (2) 文化の振興に係る施策及び事業の指針
- (3) 市と市民との文化に関する協働の指針
- ~~3 市長は、基本構想計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映させるよう必要な措置を講じるものとする。~~
- ~~3 第 1 項に規定する基本計画を策定したときは、伊東市文化振興基本構想は廃止する。~~

(伊東市文化振興会議)

- 第 7 条 文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊東市文化振興会議(以下「振興文化会議」という。)を置く。
- 2 振興文化会議は、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。
- (1) 基本構想計画に関する事項
- (2) 文化の振興に係る重要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 振興会議は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 文化に関して識見を有する者
- (4) 文化活動を行う民間団体の代表者又は構成員
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

- 4 ~~振興文化~~会議の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、~~振興文化~~会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。
- 6 第 1 項に規定する文化会議を設置した時は、従前の伊東市文化振興会議は廃止する。

(委任)

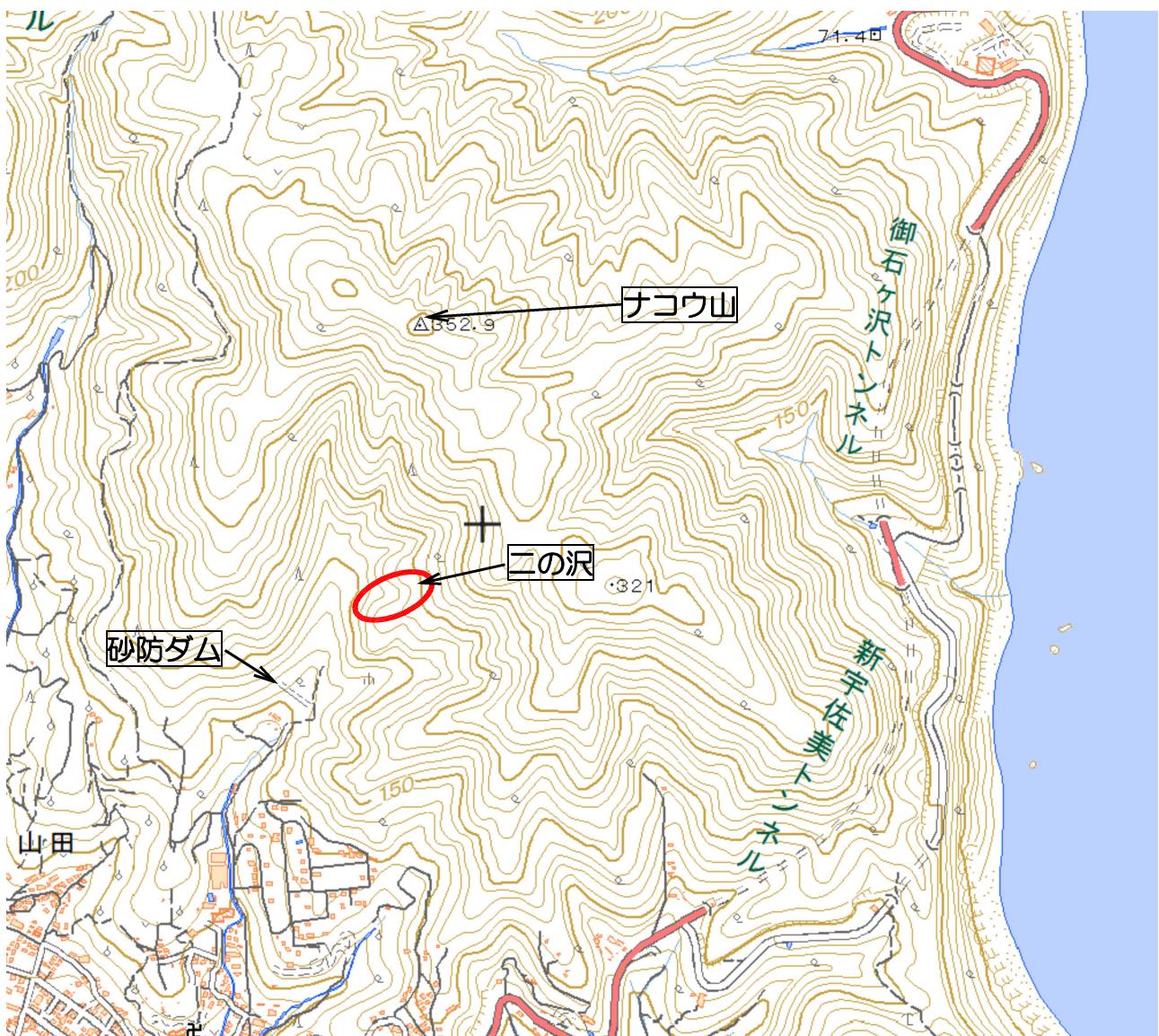
第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 00 年 00 月 00 日から施行する。

<補足資料②>

二の沢位置図

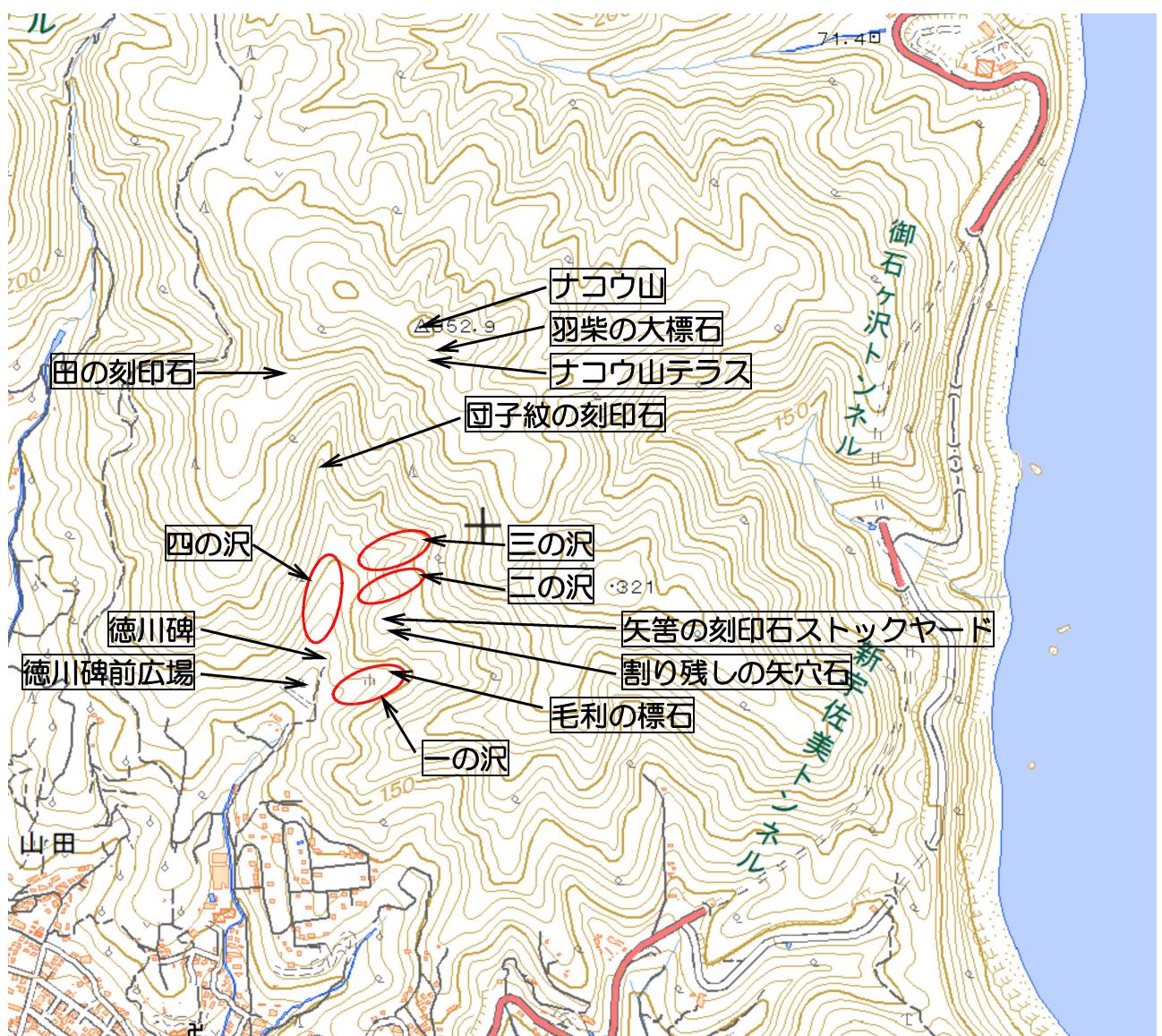


二の沢 現況写真
(平成 30 年 8 月 19 日撮影)

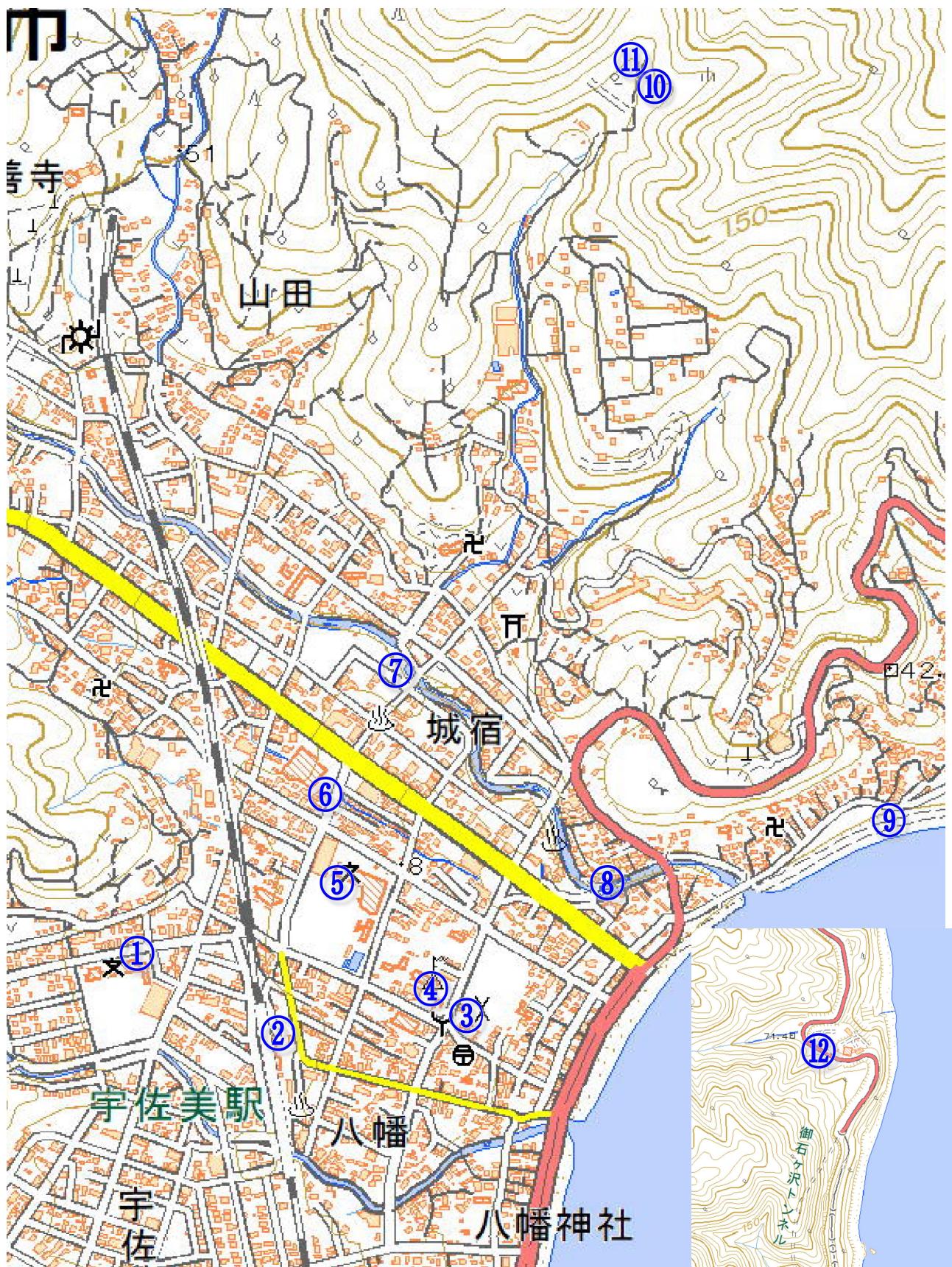


<補足資料③>

識別呼称（保存会の例）



江戸城石丁場遺跡看板等設置位置図(保存会設置)



江戸城石丁場遺跡看板設置箇所一覧(保存会設置)

(平成 30 年 8 月 27 日現在)

番号	場 所	土地管理者	土地占用申請者		看板設置形態		設置年 他
			保存会	伊東市	基礎型	手すり型	
①	宇佐美中学校	教育委員会	○		○		◇ H21 以降
②	御石公園	都市計画課	○		○		◇ H21 以降
③	ポケットパーク	都市計画課	○		○		□ H21
④	宇佐美コミセン		○		○		◇ H21 以降
⑤	宇佐美小学校	教育委員会	○		○		H21 以降 再設置
⑥	ナガヤ桜田店	(株)ナガヤ	○			○	□ H21
⑦	郷戸公園	観光課	○			○	□ H21
⑧	生戸橋	静岡県		○		○	□ H21
⑨	留田浜辺公園テラス	産業課	○			○	□ H21
⑩	砂防ダム上	静岡県		○	○		□ H21
⑪	砂防ダム上「徳川碑」	静岡県		○			H23
⑫	御石ヶ沢国道脇	静岡県		○	○大型		H21 以降 再設置
	合計		8	4	7	4	

*番号は地図上の位置に対応

*「看板設置形態」は次による。 •基礎型：基礎を伴う自立 •手すり型：手すりに共架

*⑫は、現地の自然石に「江戸城石丁場遺跡」と刻印したもの。看板ではないが、当時県との協議で占用申請をしておくこととしたもの。

*□は同じ時期に設置 ◇は同じ時期に設置

*「再設置」はいずれも破損により再設置したもの

<補足資料⑤>

留田の砂浜の刻印石

*平成 30 年 8 月 2 日撮影



*平成 25 年撮影

